



令和元年 8 月の前線に伴う大雨災害に対する 被災者支援制度のお知らせ

特集
②

8月27日からの大雨で被害を受けられたみなさまに心からお見舞い申し上げます。多久市では、災害に伴うさまざまな被害に対し、全力で早期復旧に努めているところです。1日でも早く、みなさまが元の生活を取り戻せるよう取り組みますのでご支援とご協力をお願いします。多久市の主な被災者支援制度は次のとおりです。手続きには、り災証明書が必要となりますので、申請手続きをお願いします。くわしくは、各担当課等まで問い合わせください。

※り災証明は住家の被害認定調査に基づき交付されます（住家以外の店舗や空き家、倉庫などは、被害認定調査の対象外です）

○り災証明書申請窓口 防災安全課 消防防災係 ☎75-2181

○被災者支援相談窓口 福祉課 地域福祉係 ☎75-2113

●見舞金等

名称	適用条件と支援内容	問い合わせ
社会福祉協議会 災害見舞金	住家の全壊：10,000円 住家の大規模半壊・半壊・一部損壊：3,000円	社会福祉協議会 ☎75-3593
多久市災害見舞金	住家の全壊：1世帯50,000円 住家の大規模半壊・半壊：1世帯20,000円 ※その他に災害援護資金の貸し付け制度等あり	福祉課 地域福祉係 ☎75-2113

●市営住宅

名称	適用条件と支援内容	問い合わせ
市営住宅一時入居 住宅使用料の減免	床上浸水等の被害にあわれた人：50%減免 期間：許可日から1年間 ※り災証明（一部損壊以上）をお持ちの場合は免除	建設課 建設管理係 ☎75-4826

●水道料金・下水道使用料

名称	適用条件と支援内容	問い合わせ
水道料金・下水道使用料 の減免	り災証明（一部損壊以上）をお持ちの場合は 上下水道料金（1期分：8・9月分）を免除	水道課 管理係 ☎75-3003
	被災で公営住宅等に入居した場合、基本料金を免除 （入居日から令和2年3月分上下水道料金まで）	

●保育料

名称	適用条件と支援内容	問い合わせ
保育料の減免	り災証明（一部損壊以上）をお持ちの場合は 住家の全壊：保育料免除 全壊以外（大規模半壊・半壊・一部損壊）：50%減免 減免期間：9月～令和2年3月分	福祉課 こども係 ☎75-6118